

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等職員 の人事評価に関する規則の 一部を改正する規則</p>	<p>主幹教諭の職を設置する ため、所要の改正をしよう とするものである。</p>	<p>1 主幹教諭の追加 自己申告評価の被評価者に主幹教諭を加える。 <span style="float: right;">(第5条関係)</span></p> <p>2 施行期日 平成30年4月1日から施行する。 <span style="float: right;">(改正附則関係)</span></p>

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校職員の仕事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表中

教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び寄宿舎指導員

を

主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び寄宿舎指導員

手 教

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

改 正 案

現 行

（自己申告評価）

第五条 略

2～4 略

5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。

（自己申告評価）

第五条 略

2～4 略

5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。

略	主幹教諭、 教諭、養護 教諭、栄養 教諭、実習 助手及び寄 宿舍指導員	略	被評価者
	所属する学 校の教頭		第一次評価 者
	所属する学 校の校長		第二次評価 者

略	教諭、養護 教諭、栄養 教諭、実習 助手及び寄 宿舍指導員	略	被評価者
	所属する学 校の教頭		第一次評価 者
	所属する学 校の校長		第二次評価 者